

集落営農型法人における収益分配方式と経営分析指標

竹山孝治*

The Method of Profit Sharing and an Index of Financial Statements Analysis in Organized Group Farming into Legal Person

Kouji Takeyama*

I 緒言

2007年度から実施される品目横断的経営安定対策の対象者は、特定農業法人を含む認定農業者と一定の要件を満たす集落営農組織に限定されることとなった。このうち、一定の要件については、経理の一元化や農業生産法人化計画の作成などが求められている。

農業労働力の減少と高齢化が深刻な島根県では、1975年の「新島根方式」以来、農業・農村の苦難のなかで編み出されたきわめて日本的な農民の叡智（野田，2005）とされる集落営農の施策を展開してきた。そして、近年では集落営農の「数の確保」に加えて「質の確保」を重点課題と位置づけ、集落営農組織の法人化を推進しており、県内の集落営農型法人は2005年3月末現在で54法人となっている。

島根県農業技術センターでは、2004年から近畿中国四国農業研究センターを中核機関とする農林水産研究高度化事業「中山間地域における地域営農支援システムの開発」に参画し、集落営農型法人の類型化や経営分析指標の作成などに向けた調査を行っている。そして、品目横断的経営安定対策の実施に向けて、集落営農型法人の規模拡大類型、経営多角化類型、収益分配方式などを明らかにするとともに、その収益性・安全性・成果配分・利益還元などの経営分析

結果をもとに経営分析指標を提示していくことは、新たな施策の対象となる集落営農組織を育成する上で有効と考える。

このような観点から、2004年3月までに設立された島根県内の42法人を調査対象として経営類型や収益分配方式などを調査するとともに、集落営農型法人の経営モデルとなり得る4つの農事組合法人の事例をもとに調査研究を行い、若干の知見を得たので、ここに報告する。

この調査の実施に協力頂いた各農事組合法人のリーダー及び会計担当の方々をはじめ、農林振興センター農業普及部の担当者各位に深く感謝の意を表す。

II 調査方法

1. 集落営農型法人の類型化と収益分配方式に関する調査

2004年3月までに設立された島根県内の42法人を調査対象とし、2004年6月～8月に組織形態、経営規模、部門構成、収益分配などに関する実態調査を行い、規模拡大類型や経営多角化類型などを明らかにするとともに、地代・畦畔管理手当・出役賃金などによる収益分配方式について検討した。集落営農型法人の類型化に向けた実態調査の調査票は、法人の育成及び経営指導に深く関わっている農林振興センター農業普及部の担当者へ送付し、農業普及部資料や担

*総務企画部 企画調整スタッフ

当者による法人への事前調査などに基づいて、農業普及部の担当者から間接的に回答を得るという方法をとった。なお、一部の法人については、直接の聞き取り調査で補足・確認作業を行い、42法人分のデータを収集した。

2. 集落営農型法人の経営分析指標作成に向けた経営実態調査

島根県内の集落営農型法人のタイプ別分類や収益分配方式の違いを考慮しながら、協業経営型3法人(うちプール計算方式2法人、収量別傾斜配分方式1法人)と作業受託型1法人の合計4法人について経営調査を行った。この4法人は、いずれも従事分量配当を行っている農事組合法人であり、2004～'05年度の2年間の経営分析を行い、収益性・安全性・成果配分・利益還元などの分析結果を明らかにするとともに、設立後数年間の経営収支の年次変動への対処方法を含めて経営分析指標となり得る数値の特徴的傾向について検討した。また、法人の部門構成の違いや設立後の経過年数による格差なども踏まえて、従事分量配当を行っている農事組合法人における経営分析指標を作成した。

III 調査結果及び考察

1. 集落営農型法人の類型化と収益分配方式

1) 島根県における集落営農型法人の展開状況

2005年3月までに設立された島根県内の集落営農組織数は、表1のとおり485組織であり、

集落営農型の法人数は全体の11%に相当する54法人であった。このうち今回調査対象とした2004年3月までに設立された42法人についてみると、農事組合法人が36法人、有限会社が6法人であり、農事組合法人が86%を占めていた。この42法人のうち37法人は地区の特定農用地利用規程に位置づけられた特定農業法人であり、制度的にも農地の面的維持を担う経営体として位置づけられている。この特定農業法人について、柏(2002)は水田農業の持続性確保に向けた目標像として想定しうると指摘している。また、安藤(2006)は特定農業法人について、法人化によって地域を守るための規範の制度化を実現していることを指摘し、現地実態に合わせた法人化を進める突破口としての制度活用を提唱している。なお、2003年12月末の全国の特定農業法人数は183法人であり、広島県に次いで島根県は2番目に多くなっている。

県内の集落営農型法人の数を農林振興センター単位でみると、表2のとおり益田が17法人、木次が13法人で特に多かった。また、42法人のうち平地農業地域にあるのは1法人のみであり、残りの41法人は中山間地域にあった。法人の組織形態をタイプ別にみると、構成員の農業経営を補完するための作業受託を法人運営の中心に据えた「作業受託型」と、構成員の農地を利用権設定して協業経営に取り組む「協業経営型」に大別できる。そして、「作業受託型」は7法人(17%)であったのに対し、「協業経営型」

表1 島根県における集落営農組織数及び法人数の推移

	2001/3	2002/3	2003/3	2004/3	2005/3
集落営農組織数	389	397	439	465	485
うち法人数	22	24	35	42	54
特定農業法人数	17	21	28	37	50

注) 島根県農業経営課資料をもとに作成した。

表2 農林振興センターごとの集落営農型法人の展開状況 (2004年3月末現在)

	集落営農型法人数			構成集落数	特定農業法人数	備考 (地域普及部別法人数)
	作業受託型	協業経営型	合計			
松江	1	1	2	13	1	松江1, 安来1
木次	1	12	13	21	10	木次1, 仁多7, 掛合5
出雲	0	4	4	14	4	出雲4
川本	0	5	5	8	5	川本5, 大田0
浜田	0	1	1	1	1	浜田1
益田	5	12	17	36	16	益田7, 津和野10
(計)	7	35	42	93	37	

表3 集落営農型法人の規模拡大類型

[単位：ha]

法人	利用権 設定	刈取作業受託		受託範囲 集落内・内外	規模拡大類型
		水稻	大豆		
1	19.3	7.0	11.9	◆	経営受託主体 (水稻+大豆+作業受託)
2	-	24.5	-	◆	作業受託のみ (作業受託)
3	15.3	4.7	-	◆	経営受託主体 (水稻+作業受託)
4	4.4	22.1	-	◆	作業受託主体 (作業受託+水稻+大豆)
5	22.3	-	-	◆	経営受託のみ (水稻+大豆)
6	20.6	-	-	◆	経営受託のみ (水稻+大豆)
7	42.5	0.2	10.3	◆	経営受託主体 (水稻+大豆+作業受託)
8	26.3	2.9	-	◆	経営受託主体 (水稻+大豆+作業受託)
9	19.3	4.4	-	◆	経営受託主体 (水稻+小麦+作業受託)
10	75.7	-	-	◆	経営受託のみ (水稻+大豆+大麦)
11	29.6	-	-	◆	経営受託のみ (水稻+大豆)
12	7.8	14.2	-	◆	作業受託主体 (作業受託+水稻)
13	34.8	-	-	◆	経営受託のみ (水稻+大豆)
14	20.8	-	6.0	◆	経営受託主体 (水稻+大豆+作業受託)
15	16.5	1.9	4.0	◆	経営受託主体 (水稻+大豆+作業受託)
16	4.6	16.0	-	◆	作業受託主体 (作業受託+水稻)
17	16.0	19.2	9.3	◆	経営受託主体 (水稻+大豆+作業受託)

は35法人で83%を占めていた。

法人の構成集落数をみると、2集落以上にまたがる複数集落で構成されたのは20法人で、残りの22法人は1集落のみであり、1法人当り平均2.2集落で構成されていた。法人の構成員数は平均25.3名であるが、1集落で構成された法人の平均構成員数は17.7名であるのに対し、複数集落で構成された法人の平均構成員数は33.7名と多かった。また、「協業経営型」法人の構成員数は平均27.1名であるが、「作業受託型」法人の構成員数は平均16.1名とやや少ない傾向がみられた。

2) 規模拡大類型と経営多角化類型

調査対象とした42法人のうち39法人では、構成集落の水田の一部または全部について利用権設定を行っており、利用権設定面積は平均15.3haであった。このうち、20ha以上の利用権設定を行っているのは8法人であったが、水稻作付面積で20ha以上は4法人のみであった。また、水稻や大豆などの作業受託に取り組んでいる法人は、過半数の24法人であり、この中には水稻刈取面積で20ha以上の2法人が含まれていた。利用権設定や作業受託の範囲についてみると、法人の構成集落内のみが26法人とやや多く、構成集落外からの受託にも取り組んでいるのは16法人であった。

法人の面積規模を利用権設定面積と作業受託

(刈取面積)の合計でみた場合、20ha以上となっている法人は、全体の40%に相当する17法人であった。このうち、作業受託部門を有しているのが12法人で、集落外も受託範囲としているのが11法人であった。

そして、面積規模が20ha以上となっている17法人の規模拡大類型をみると、表3のとおり経営受託のみが5法人、経営受託主体が8法人、作業受託主体が3法人、作業受託のみが1法人であった。なお、作業受託主体の3法人のうち2法人は、もともと「協業経営型」の法人であるが、集落外からの作業受託によって規模拡大を図っていた。

調査対象とした42法人の水稻以外の部門構成についてみると、大豆生産に取り組んでいるのは半数近い20法人であり、このうち4ha以上の大豆作が11法人、農産加工を前提とした大豆作が2法人であり、合計13法人を大豆本格生産タイプとした。

麦類の生産に取り組んでいるのは5法人で、このうち4ha以上の麦作が2法人、パンや製粉などの農産加工を前提とした麦作が3法人であり、これら5法人はすべて麦類本格生産タイプとした。

農産加工に取り組んでいるのは10法人であり、このうち集落内で生産した米・大豆・麦などを原料としてもち・みそ・枝豆・パン・製粉加工

表4 集落営農型法人の経営多角化類型

法人	大豆本格生産	麦類本格生産	農産加工結合	施設園芸導入	露地野菜導入	備考
1	◆		◆		◆	大豆10.2ha, みそ加工, カブ花苗 みそ・豆腐加工 みそ・もち加工, 葉ネギ
2				◆		
3	◇		◆			
4	◇		◆	◆		
5	◆				◆	大豆4.0ha, スイートコーン
6	◆			◆	◆	
7	◆			◆		大豆6.1ha, トマト, キャベツ
8		◇	◆			大豆4.8ha, メロン 小麦製粉加工
9		◆				小麦4.7ha
10	◆	◆		◆	◆	大豆19.1ha, 大麦26.4ha, 葉ネギ 大豆5.0ha
11	◆					
12			◆		◆	もち加工, スイートコーン
13	◆				◆	大豆9.7ha, 白ネギ・スイートコーン 大豆4.3ha, 枝豆加工
14	◆		◆			
15				◆		花苗
16	◆					大豆4.0ha
17	◆				◆	大豆4.0ha, タマネギ 大豆6.5ha, 小麦製粉加工 小麦パン加工
18	◆	◇	◆			
19		◇	◆			

注) 大豆及び麦類での◇印は、作付面積は4ha未満でも農産加工を前提とした栽培であることを示している。

などを行う8法人を農産加工結合タイプとした。

葉ネギ・トマト・メロン・花苗などの施設園芸に取り組んでいるのは6法人であり、これらはすべて施設園芸導入タイプとした。

スイートコーン・キャベツ・白ネギ・タマネギ・カブなど露地野菜の生産に取り組んでいるのは7法人であり、これらはすべて露地野菜導入タイプとした。

大豆本格生産、麦類本格生産、農産加工結合、施設園芸導入、露地野菜導入など5タイプの経営多角化類型のいずれかに該当したのは、表4のとおり19法人であった。経営多角化型の19法人は、すべて水稲部門を有しており、このうち11法人は面積規模が20ha以上の規模拡大型の法人であった。

5タイプの経営多角化類型の組合せによる営農類型は、「水稲+大豆+露地野菜」が3法人、「水稲+大豆」、「水稲+施設園芸」、「水稲+大豆+農産加工」、「水稲+麦類+農産加工」など4類型で2法人ずつあるものの、他の8法人はそれぞれ異なる組合せであり、19法人で13類型となり、経営多角化における部門構成は多岐にわたっているといえる。

3) 経営受託水田における収益分配方式

集落営農型法人の経営受託水田における38法人の収益分配方式についてみると、表5のとおり

であり、収入・費用とも全体の面積割で行うプール計算方式としているのが66%に相当する25法人であるのに対し、構成員ごとの管理水田の単収などをもとに収量別傾斜配分方式としているのが13法人(34%)であった。

収量別傾斜配分としている13法人のうち11法人は作業受託型任意組合から協業経営型法人へ移行しており、構成員の生産努力が収益分配に反映される仕組みを維持していた。この11法人については、圃場整備後に作業受託型任意組合が設立され、法人設立までにかかなりの年数が経過し、1筆ごとの収量差が顕著になっているケースが比較的多くみられる(竹山, 2006a)。

収量別傾斜配分では、地代と管理手当込みで10a当り4,000~6,000円程度の配分を行っている事例があり、収量による配分格差は10a当りで8,000円と28,000円の実例がみられた。また、収量別傾斜配分事例での大豆部門については、水稲の平均収量に準じた配分が行われていた。

一方、プール計算方式を採用している25法人についてみると、圃場整備を直接の契機として設立された法人が7法人含まれていた。また、経営受託水田の畦畔除草や水管理について、作業班対応や共同出役対応としている法人は、いずれもプール計算方式を採用していた。

なお、作業受託型任意組合から協業経営型法

表5 集落営農型法人の経営受託水田における収益分配方式 [単位：円]

法人	収益分配	地代/10a	畦畔除草	水管理	オペ時給	備考
1	◆プール計算	15,000	出役対応	出役対応	1,000	畦畔1,000円/hr,水管理定額
2	プール計算	10,000	出役対応	出役対応	1,200	面積で出役割当1,100円/hr
3	◆プール計算	12,000	出役対応	出役対応	1,100	作業班対応1,100円/hr
4	◆プール計算	12,000	出役対応	出役対応	1,750	畦畔1,000円/hr,水管理面積給
5	◆プール計算	12,000	出役対応	出役対応	-	作業班対応,賃金は面積給
6	プール計算	8,000	出役対応	出役対応	-	役員報酬が中心
7	プール計算	22,000	出役対応	管理手当	1,500	畦畔除草1,000円/hr
8	プール計算	10,000	出役対応	管理手当	1,000	畦畔除草800円/hr
9	プール計算	14,000	管理手当	出役対応	2,000	畦畔除草80円/m ² ,水管理班
10	プール計算	15,000	外部委託	出役対応	1,500	外部委託5,300円/10a
11	プール計算	10,000	外部委託	管理手当	1,250	外部委託5,500円/10a
12	プール計算	15,000	再委託	再委託	1,500	地代+賃金支給
13	プール計算	7,000	再委託	再委託	800	収支状況をみて配分予定
14	プール計算	7,000	再委託	再委託	800	収支状況をみて配分予定
15	◆プール計算	15,000	再委託	再委託	-	賃金は面積給
16	プール計算	12,000	再委託	再委託	1,000	賃金+従事分量配当予定
17	プール計算	12,000	管理手当	管理手当	-	管理手当で再委託予定
18	プール計算	10,000	管理手当	管理手当	1,250	畦畔除草30円/m ²
19	◆プール計算	16,500	管理手当	管理手当	1,750	畦畔12,500円+水2,000円/10a
20	プール計算	15,000	管理手当	管理手当	1,000	一括管理手当15,000円/10a
21	◆プール計算	20,000	管理手当	管理手当	1,400	一括管理手当3,000円/10a
22	プール計算	20,000	管理手当	管理手当	1,500	一括管理手当10,000円/10a
23	プール計算	20,000	管理手当	管理手当	1,500	一括管理手当7000円/10a
24	プール計算	20,000	管理手当	管理手当	1,200	一括管理手当5000円/10a
25	プール計算	16,000	管理手当	管理手当	1,000	一括管理手当11,000円/10a
26	★傾斜配分	20,000	管理手当	管理手当	1,300	畦畔7,000円+水3,000円/10a
27	★傾斜配分	20,000	管理手当	管理手当	1,300	畦畔7,000円+水3,000円/10a
28	★傾斜配分	20,000	管理手当	管理手当	1,300	畦畔7,000円+水3,000円/10a
29	★傾斜配分	20,000	管理手当	管理手当	1,300	畦畔7,000円+水3,000円/10a
30	★傾斜配分	20,000	管理手当	管理手当	1,300	畦畔7,000円+水3,000円/10a
31	★傾斜配分	20,000	管理手当	管理手当	1,300	畦畔7,000円+水3,000円/10a
32	★傾斜配分	20,000	管理手当	管理手当	1,200	畦畔3,000円+水2,000円/10a
33	★傾斜配分	12,000	管理手当	管理手当	1,500	畦畔10,000円+水10,000円/10a
34	★傾斜配分	10,000	管理手当	管理手当	1,500	一括管理手当15,000円/10a
35	★傾斜配分	13,500	管理手当	管理手当	1,500	一括管理手当20,000円/10a
36	★傾斜配分	25,000	管理手当	管理手当	1,125	管理手当も傾斜配分
37	傾斜配分	9,000	再委託	再委託	1,200	収支状況に応じて配分
38	傾斜配分	8,400	再委託	再委託	2,000	収支状況に応じて配分

注) 1. プール計算の◆印は圃場整備を契機とした設立, ★印は作業受託型任意組合から傾斜配分方式の法人への移行を示している。
2. 管理手当は構成員への再委託での面積当り手当支給を意味する。管理手当を定額としている17法人のうち9法人の管理手当には除草剤散布と施肥も含まれている。

人への移行事例の中には、圃場条件が悪く収量の低い水田においては畦畔法面除草が多労となる場合が多いため、収量の低さと法面除草の多労を相殺してプール計算方式を採用している事例もみられた。

経営受託水田における10a当り地代は、38法人の平均で14,826円であった。地代は20,000円以上が13法人あるのに対し、10,000円以下も10法人あり、最低7,000円～最高25,000円まで3倍以上の開きがみられた。

畦畔除草及び水管理の委託方式についてみると、畦畔除草では38法人のうち74%に相当する28法人が構成員へ再委託しており、このうち21法人で管理手当を支払っていた。さらに、畦畔除草では作業班対応や時間給による出役対応が8法人でみられ、時間給による出役対応での平

均時給は1,000円であった。なお、畦畔除草の外部委託が2法人で行われており、外部委託での10a当り費用は5,300円～5,500円であった。一方、水管理では38法人のうち79%に相当する30法人が構成員へ再委託し、このうち23法人で管理手当を支払っていた。そして、残りの8法人では水管理を作業班や特定の構成員による出役対応としていた。

畦畔除草及び水管理の手当支給額についてみると、2003年度にいずれも定額としていたのは17法人であった。このうち、手当を別々に定めている9法人の平均は、畦畔管理手当が10a当り7,500円、水管理手当が10a当り3,555円となった。また、畦畔除草と水管理を一括管理手当としている8法人の平均は10a当り10,750円であった。そして、17法人の管理手当支給額の平均は

表6 調査対象とした集落営農型法人の概要 (2004年)

	A法人	B法人	C法人	D法人
法人形態	農事組合法人	農事組合法人	農事組合法人	農事組合法人
タイプ別分類	協業経営型	協業経営型	協業経営型	作業受託型
収益分配方式	プール計算	プール計算	傾斜配分	プール計算
経営規模	12.0ha	8.5ha	26.3ha	19.7ha
部門構成				
水稲	◎	○	◎	◎
大豆	○	○	○	
野菜	○	○	○	
農産加工		◎		

注) 部門構成のうち◎印は各法人での売上高が最も多い部門を示している。

10,912円であった。

管理手当を定額としている17法人の10a当り地代と管理手当の合計は平均28,735円であり、最低23,000円～最高33,500円まで比較的差が小さかった。そして、地代が20,000円未満の6法人の管理手当は平均15,917円と高く、地代水準が低い法人では管理手当を高め設定する傾向がみられた。

集落営農型法人におけるオペレーターの出役賃金は、作業受託のみの法人を含めて1時間当り平均1,356円であり、日当に換算して10,848円となった。なお、オペレーター賃金の設定において、時間給ではなく面積給を用いている法人もみられた。一方、法人の一般作業における出役賃金は1時間当り平均932円であり、日当に換算して7,456円となった。このうち、オペレーターと一般作業の時間給を同一としているのは7法人であり、その平均時間給は1,057円であった。

以上のように、集落営農型法人の経営受託水田における収益分配方式は、収入・費用とも全体の面積割りで行うプール計算方式が66%、構成員ごとの管理水田の単収などに基づく収量別傾斜配分方式が34%であり、それぞれの方式を採用している法人の特徴から次のような知見が得られた。すなわち、集落営農型法人の育成に向けた話し合いにおいては、法人設立後の収益分配方式と畦畔除草のあり方が大きな問題となっているが、圃場整備を契機に法人を設立する場合はプール計算方式を採用した方が作業効率は高く、会計処理も比較的容易である。一方、圃場整備後に任意組合が設立されてかなりの年数が経過し、1筆ごとの収量差が顕著になっている場合は、構成員の生産努力が反映されるよう配慮して収量別傾斜配分方式を採用した方が合

意を得やすい。また、畦畔除草委託方式では、地代水準が低下傾向にある中で、今後は農地の面的維持に向けて構成員の管理意欲が高まるように地代よりも管理手当の比重を高めていく必要があると考えられる。

2. 集落営農型法人の経営分析とその指標

1) 調査対象法人の経営概要と経営実績

島根県内の集落営農型法人の組織形態をタイプ別にみると、「協業経営型」が83%、「作業受託型」が17%であり、経営受託水田における収益分配方式については、「プール計算方式」が66%、「収量別傾斜配分方式」が34%であった。そこで、集落営農型法人の経営モデルとなり得る事例として、協業経営型3法人（うちプール計算2法人、傾斜配分1法人）と作業受託型1法人の合計4法人について経営調査を行った。

調査対象とした集落営農型法人の概要は、表6のとおりであり、4法人はいずれも農事組合法人で、このうちA・B・Cの3法人が構成員の農地を利用権設定して協業経営に取り組む「協業経営型」であるのに対し、D法人は構成員の農業経営を補完するための作業受託を法人経営の中心に据えた「作業受託型」である。

経営受託水田における収益分配方式については、A・B・Dの3法人が収入・費用とも全体の面積割で行うプール計算方式としているのに対し、C法人では構成員ごとの管理水田の単収に基づく収量別傾斜配分方式としていた。なお、作業受託型のD法人では15.6haの作業受託とは別に4.1haの経営受託も行っていった。法人の経営規模については、1集落で構成されたA・B・Dの3法人がいずれも20ha未満であるのに対し、複数集落で構成されたC法人は26haで比較的大きかった。

各法人の部門構成をみると、A・C・Dの3法人は水稻部門が中心であるのに対し、B法人は農産加工部門が中心で水稻部門の売上高は3割未満であった。また、A・B・Cの3法人は大豆部門と野菜部門があり、A法人は露地野菜、B法人とC法人は施設野菜の生産に取り組んでいた。一方、D法人は水稻部門のみであるが、このうち作業受託部門の売上高が6割近くを占めていた。

調査対象とした4法人の2004～'05年の経営実績は、表7のとおりであった。売上高は平均19,714千円であり、内訳は水稻71%、農産加工13%、野菜12%、大豆4%であった。営業利益は平均346千円で、売上高営業利益率は平均1.8%であったが、営業利益が黒字となった3法人の平均では5.7%となった。

4法人の経常利益は平均4,637千円で、売上

高経常利益率は平均23.5%であるが、経常利益にはいずれも従事分量配当金が含まれており、従事分量配当金の平均額3,835千円を差し引くと802千円になった。経常利益に占める従事分量配当金の比率は約83%であり、農事組合法人における売上高経常利益率はかなり高めに出ているといえる。なお、経常利益から従事分量配当金を差し引いた場合の売上高経常利益率は平均4.1%と見込まれる。

4法人の総資本回転率は平均0.86回であり、水稻部門が中心の3法人が平均0.77回であったのに対し、農産加工部門中心のB法人では1.13回とやや高くなっていた。

調査対象とした4法人の2004～'05年の安全性分析結果は、表8のとおりであった。4法人の流動資産は平均10,662千円、流動負債は平均3,193千円であり、流動比率は平均333.9%であつ

表7 集落営農型法人の経営実績(2004～'05年平均)

[単位：千円]

	A法人	B法人	C法人	D法人	平均
売上高	13,702	25,720	30,895	8,539	19,714
売上原価	12,135	21,427	30,257	6,785	17,651
売上総利益	1,566	4,293	637	1,753	2,063
販売費一般管理費	1,185	2,772	2,007	900	1,716
営業利益	380	1,520	▲1,369	853	346
売上高営業利益率	2.8%	5.9%	▲4.4%	10.0%	1.8%
営業外収入	5,211	3,312	9,099	2,053	4,919
営業外費用	472	165	1,586	285	627
経常利益	5,119	4,668	6,142	2,621	4,637
売上高経常利益率	37.4%	18.1%	19.9%	30.7%	23.5%
総資本	23,497	22,817	34,934	10,448	22,924
総資本回転率	0.58回	1.13回	0.88回	0.82回	0.86回
総資本経常利益率	21.8%	20.5%	17.6%	25.1%	20.2%

注) 営業外収益は、固定資産圧縮損のうち補助金相当額を差し引いた金額とした。

表8 集落営農型法人の安全性分析結果(2004～'05年平均)

[単位：千円]

	A法人	B法人	C法人	D法人	平均
流動資産 ①	9,490	10,997	19,402	2,759	10,662
流動負債 ②	1,775	5,058	5,899	39	3,193
流動比率 ①÷②	534.6%	217.4%	328.9%	6,952.4%	333.9%
当座資産 ③	4,006	6,915	12,808	989	6,180
当座比率 ③÷②	225.7%	136.7%	217.1%	2,493.0%	193.5%
固定資産 ④	14,006	11,820	15,531	7,689	12,262
自己資本 ⑤	15,170	11,809	18,147	10,409	13,884
固定比率 ④÷⑤	92.3%	100.1%	85.6%	73.9%	88.3%
総資本 ⑥	23,497	22,817	34,934	10,448	22,924
自己資本比率 ⑤÷⑥	64.6%	51.8%	51.9%	99.6%	60.6%
長期借入金	4,502	5,949	10,887	-	5,334
固定長期適合率	71.2%	66.6%	53.5%	73.9%	63.8%

注) 1. 当座資産は即現金化できる資産であり、流動資産から仮払金と未収金を差し引いて算出した。

2. 固定長期適合率=固定資産÷(自己資本+長期借入金)

た。しかし、流動資産には従事分量配当の仮払金や未収金などが含まれているため、これらを差し引いて算出した当座資産は平均6,180千円であり、当座資産を流動負債で除して算出した当座比率は平均193.5%となった。

固定資産と自己資本から算出した固定比率は、4法人の平均で88.3%であった。これを法人別にみると、ややバラツキがあるものの、ほぼ100%以内に収まっていた。また、自己資本と総資本から算出した自己資本比率は、4法人の平均で60.6%であり、総じて高くなっているが、農事組合法人の自己資本には未処分利益の中に従事分量配当が含まれているため、やや高めに出る傾向があるといえる。さらに、長期的に安定した資金で固定資産を賄えているかどうかを示す数値である固定長期適合率は平均63.8%であった。

調査対象とした4法人の2004～'05年の貸借対照表は、表9のとおりであった。4法人の総資産（総資本）は平均22,924千円であり、このうち固定資産が12,262千円で53%を占めていた。一方、流動資産のうち仮払金は平均3,151千円であり、未処分利益4,530千円のうち70%が仮払金に充当されていた。

負債は平均9,040千円であり、このうち長期借入金等の固定負債は5,847千円で、これを構

成員1人当りでみると243千円となった。また、資本金は平均5,228千円であり、構成員1人当りでは218千円となった。これを法人別にみると、最低191～最高232千円でほぼ同一水準であった。この資本金について、楠本（2006）は設立時の出資金を十分に用意して経営を開始することがその後の経営を安定させるための不可欠の条件であると指摘している。なお、法人設立時の構成員1人当り出資金の県平均は約220千円であり、調査対象の4法人における出資金は、ほぼ県平均並みの水準であった。

自己資本比率の設立後経過年数による格差は、表10のとおりであった。このうち、設立後3年目ではほぼ安定年次に入ったA法人における設立後2年間の自己資本比率は平均53.7%であり、機械更新も進みつつある最近2年間の平均64.6%と比較して約10%の開きがみられた。

一方、法人設立後の事業拡大に伴って新たな投資を行ったB法人では、借入金ピーク時の自己資本比率は39.3%まで低下したが、売上高がほぼ一定水準に達した最近2年間の自己資本比率は51.8%となり、10%以上上昇していた。したがって、自己資本比率については、事業拡大や機械更新などに伴う一時的な低下もみられるが、設立後の経過年数が長くなれば、設立当初

表9 集落営農型法人の貸借対照表 (2004～'05年)

[単位：千円]

	2004年	2005年	平均	備考
資産の部				
流動資産	11,345	9,979	10,662	仮払金3,151千円を含む
固定資産	12,189	12,334	12,262	
合計	23,535	22,313	22,924	
負債の部				
流動負債	3,380	3,005	3,193	
固定負債	5,990	5,705	5,847	
合計	9,370	8,710	9,040	
資本の部				
資本金	5,215	5,240	5,228	
準備金	3,873	4,378	4,126	法定準備金+任意準備金
未処分利益	5,076	3,984	4,530	従事分量配当金3,835千円
合計	14,165	13,603	13,884	

注) 貸借対照表の数値は、調査対象とした4法人の平均値を用いた。

表10 自己資本比率の設立後経過年数による格差

[単位：千円]

	A法人			B法人		
	当初2年間	3年目	最近2年間	当初2年間	5年目	最近2年間
資産合計(総資本)	15,290	22,090	23,497	16,319	26,868	22,817
負債合計	7,083	8,318	8,326	8,335	16,313	11,007
自己資本	8,206	13,771	15,170	7,983	10,554	11,809
自己資本比率	53.7%	62.3%	64.6%	48.9%	39.3%	51.8%

注) A法人の3年目はほぼ安定年次、B法人の5年目は事業拡大に伴う借入金ピーク年次である。

表11 集落営農型法人の成果配分状況(2004～'05年平均) [単位：千円]

	A法人	B法人	C法人	D法人	平均
売上高 ①	13,702	25,720	30,895	8,539	19,714
変動費 ②	4,768	9,084	12,857	2,888	7,399
付加価値 ①-②=③	8,934	16,636	18,037	5,650	12,314
限界利益率 ③÷①	65.2%	64.7%	58.4%	66.2%	62.5%
人件費 ④	3,863	10,599	9,054	2,890	6,602
労働分配率 ④÷③	43.2%	63.7%	50.2%	51.1%	53.6%

注) 人件費は、従事分量配当に労務費と畦畔管理手当を加えて算出した。

表12 集落営農型法人の利益還元状況(2004～'05年平均) [単位：千円]

	A法人	B法人	C法人	D法人	平均
売上高	13,702	25,720	30,895	8,539	19,714
営業外収入	5,211	3,312	9,099	2,053	4,919
総収入	18,913	29,033	39,994	10,592	24,633
地代	2,334	813	4,729	974	2,212
畦畔管理手当	461	1,020	2,650	276	1,102
従事分量配当(賃金)	1,956	3,061	3,368	2,296	2,670
従事分量配当(配当)	731	-	2,448	-	794
労務費	714	6,518	587	317	2,034
役員報酬	200	165	300	-	166
構成員還元額	6,398	11,578	14,083	3,864	8,981
構成員還元率	33.8%	39.9%	35.2%	36.5%	36.5%
利益準備金	725	267	750	-	435
農用地利用集積準備金	1,194	543	-	165	475
次期繰越利益	39	-	12	4	14
集落還元額	8,357	12,389	14,845	4,034	9,906
集落還元率	44.2%	42.7%	37.1%	38.1%	40.2%

注) 集落還元額は、構成員還元額に利益準備金・農用地利用集積準備金・次期繰越利益を加えた金額とし、集落還元率は、集落還元額÷総収入として算出した。

に比べて総じて高くなる傾向にあるといえる。

2) 構成員及び集落への利益還元状況

調査対象とした4法人の2004～'05年の成果配分状況は、表11のとおりであった。売上高から変動費を差し引いた付加価値の比率でみた限界利益率は、4法人の平均で62.5%であったが、営業利益が黒字となった3法人ではいずれも65%前後(平均65.1%)であった。この限界利益率は、経営活動によって生み出された価値が売上高においてどれぐらいを占めるかを示す指標であり、数値が高いほど良いとされている。なお、ここでの変動費については、材料費に作業委託費、動力光熱費、荷造運賃手数料を加えた金額とした。

一方、付加価値に占める人件費の比率でみた労働分配率は、4法人の平均で53.6%となったが、水稻部門中心の3法人が平均48.4%であるのに対し、農産加工中心のB法人が63.7%と高くなっていった。この労働分配率については、同一法人でも年次別の収益状況によってかなりの

変動がみられ、2004年と2005年の比較でも4法人中3法人は10%前後の開きがあった。そして、水稻部門中心の3法人における2005年の労働分配率はいずれも45%前後(平均44.6%)であった。また、農産加工中心のB法人では、労働分配率の年次間格差は比較的小さく、2002～'05年の4カ年平均で60.6%であった。

なお、2002年のB法人における農産加工部門のみの労働分配率は69.2%と極めて高くなっている。この労働分配率は、高すぎると事業収益を圧迫することになり、「TKC全国会」が発行している『TKC経営指標』でも、米や大豆を主原料とする食品製造業の労働分配率は、農業生産部門に比べて高い傾向がみられる。したがって、農産加工部門を有する法人では、農業生産部門のみの法人に比べて労働分配率が高くなる傾向がある(竹山, 2005)といえる。

調査対象とした4法人の2004～'05年の利益還元状況は、表12のとおりであった。法人の売上高に営業外収入を加えた総収入は平均24,633

千円であり、総収入に占める売上高の比率は平均80.0%であった。一方、法人の構成員への還元額については、地代・畦畔管理手当・従事分量配当・労務費・役員報酬の合計額でみると、平均8,981千円であり、総収入のうち構成員還元率は平均36.5%となった。

法人の構成員への還元額を費目別にみると、従事分量配当のうち賃金部分と労務費の合計で52%を占めていた。また、地代は構成員還元額の25%であり、これに畦畔管理手当の12%を加えると合計で37%となった。なお、役員報酬の比率は低く、構成員還元額の2%弱であった。

構成員還元額の内訳を法人ごとにみると、収益分配がプール計算方式のA法人では、地代の比率が最も高く、従事分量配当のうち当期利益に基づく配当部分がやや低くなっていた。これに対し、収益分配が傾斜配分方式のC法人では、従事分量配当のうち配当部分の比率が高くなっていた。また、農産加工部門が中心でプール計算方式のB法人では、従事分量配当のうち賃金と労務費の合計額が構成員還元額の8割以上を占めているほか、地代よりも畦畔管理手当の比率が高くなっていた。さらに、作業受託型のD法人では、従事分量配当のうち賃金が構成員還元額の約6割を占めていた。

これらの構成員還元額に利益準備金・農用地利用集積準備金・次期繰越利益を加えた集落還元額は、平均9,906千円であった。総収入のうち集落還元率は最低37.1%～最高44.2%であり、平均40.2%となった。このうち、構成員還元率が33.8%と最も低かったA法人では、売上高の

8.7%に相当する農用地利用集積準備金と利益準備金を加え、集落還元率が44.2%となっており、従事分量配当を減らして準備金の積立を優先していた。

以上のように、調査対象とした4法人の集落還元額の内訳については、法人ごとに大きく異なっていた。そして、総収入に対する集落還元率は、法人間で若干開きがあるものの、2004年が40.1%、2005年が40.3%であり、2年連続でほぼ同一水準となっていた。

次に、調査対象とした4法人の構成員数や経営規模からみた総収入や集落還元額などを比較したのが表13である。法人の構成員1人当り経営規模は、水稲中心のA法人とC法人が0.6ha程度であるのに対し、農産加工中心のB法人では0.47haとさらに小さいが、1人当り売上高は1,428千円と高かった。その結果、B法人の10a当り売上高は302千円で、水稲中心のA・C法人の約2.6倍であり、営業外収入を加えた10a当り総収入でも2倍以上となり、加工部門の導入による売上高の高さを示していた。また、B法人の総収入に対する集落還元率は42.7%、10a当り集落還元額は145千円であり、水稲中心のA・C法人の2倍以上の利益還元を行っていた。

一方、作業受託中心のD法人における1人当り経営規模は1.16haであるが、このうち経営受託面積は0.24haのみで、作業受託(0.92ha)が中心であり、10a当り総収入は53千円、10a当り集落還元額は20千円となった。そこで、D法人の経営受託部門と作業受託部門の利益還元状況を比較したのが、表14である。

表13 集落営農型法人の経営規模と利益還元状況 (2004～'05年平均)

	A法人	B法人	C法人	D法人	平均
構成員数	20名	18名	41名	17名	24名
経営規模	12.0ha	8.5ha	26.3ha	19.7ha	16.6ha
1人当り経営規模	0.60ha	0.47ha	0.64ha	1.16ha	0.69ha
部門構成の中心	水稲	農産加工	水稲	作業受託	
1人当り売上高(千円)	685	1,428	753	502	821
〃 総収入	954	1,612	975	623	1,026
〃 構成員還元額	319	643	343	227	374
〃 集落還元額	417	688	362	237	412
10a当り売上高(千円)	114	302	117	43	118
〃 総収入	157	341	152	53	148
〃 構成員還元額	53	136	53	19	54
〃 集落還元額	69	145	56	20	59

D法人の作業受託部門における10a当り売上高は31千円であり、営業外収入を加えた10a当り総収入は35千円であった。作業受託部門の集落還元率は37.8%で、10a当り集落還元額は14千円となり、経営受託部門の約3割であった。しかし、D法人の作業受託部門における委託者手取りは10a当り29千円であり、集落還元額14千円との合計では43千円となり、経営受託部門の10a当り集落還元額47千円に近い水準であるといえる。そして、D法人における作業委託者手取りを加算すれば、集落還元額は約2倍になると見込まれる。したがって、作業受託型のD法人における集落還元額はそれほど低くはないといえる。また、棚田（2003）は、協業経営型だけでなく作業受託型の法人においても農家の維持及び農地の維持管理機能が強化され、持続性・発展性のある担い手としての条件が付加されていることを指摘している。

以上のことから4法人の利益還元状況を整理

すると、水稲作中心の2法人のうち収量別傾斜配分方式のC法人では従事分量配当のうち配当部分の比率を高めて構成員の立場にも配慮した利益還元を行っているのに対し、プール計算方式のA法人では畦畔管理手当のうち定額部分を低めに設定するとともに、従事分量配当を減らして準備金の積立に回すことによって法人経営の立場を優先しているといえる。また、農産加工中心のB法人と作業受託中心のD法人では、集落還元額に占める賃金部分の比率が高く、部門別の出役実態に見合った賃金単価が設定されていた。

ここまで、4法人における最近2年間の利益還元状況をみてきたが、A法人においては設立後数年間の利益還元状況についても把握できたので、設立後3年間の年次変動と構成員還元率の推移を最近2年間と対比してみた。その結果は表15のとおりである。

A法人では設立2年目の売上高が初年度を下

表14 D法人における部門別利益還元状況（2004～'05年平均） [単位：千円]

	経営受託	作業受託	合計	備考
売上高	3,697	4,841	8,539	経営4.1ha, 作業15.6ha
総収入	5,016	5,576	10,592	売上高+営業外収入
構成員還元額	1,856	2,007	3,864	
構成員還元率	37.0%	36.0%	36.5%	構成員還元額÷総収入
集落還元額	1,927	2,107	4,034	
集落還元率	38.4%	37.8%	38.1%	集落還元額÷総収入
10a当り売上高	90	31	43	
◇ 総収入	122	35	53	
◇ 構成員還元額	45	13	19	
◇ 集落還元額	47	14	20	

注) 経営受託+作業受託での10a当り金額は合計面積19.7haをもとに算出した。

表15 A法人における設立後数年間の年次変動と構成員還元率の推移 [単位：千円]

	初年度	2年目	3年目	最近2年間	備考
売上高	12,297	11,561	14,954	13,702	
営業外収入	220	4,061	4,762	5,211	
総収入	12,518	15,623	19,716	18,913	
営業利益	3,582	▲149	3,451	380	
売上高営業利益率	29.1%	▲1.3%	23.1%	2.8%	営業利益÷売上高
付加価値	9,145	7,160	11,074	8,934	売上高-変動費
限界利益率	74.4%	61.9%	74.1%	65.2%	付加価値÷売上高
人件費	2,938	2,322	5,823	3,863	
労働分配率	32.1%	32.4%	52.6%	43.2%	人件費÷付加価値
構成員還元額	4,917	4,885	8,399	6,398	
(うち上乘配当)	(929)	(-)	(2,061)	(731)	
構成員還元率	39.3%	31.1%	42.6%	33.8%	構成員還元額÷総収入

回り、営業利益はマイナスとなっていた。A法人では畦畔管理手当のうち定額部分を10a当り3,000円と低めに設定し、単年度の経営実績に基づく上乘せ配当部分を大幅に増減することによって年次変動へ対処しており、特に営業利益がマイナスとなった設立2年目には上乘せ配当をゼロとしていた。また、A法人の仮払賃金の単価は設立4年目以降1,200円/hrであるが、設立当初は1,000円/hrに抑えていた。そして、設立初年度と2年目の労働分配率はいずれも32%台であり、最近2年間の平均43.2%と比べても10%以上低くなっていた。

A法人における構成員還元額のうち上乘せ配当部分についてみると、初年度が畦畔管理手当の上乗せ、3年目が畦畔管理手当と時間給の上乗せであるが、上乘せ配当をゼロとした2年目の構成員還元率は31.1%で最も低くなっていた。このように、A法人においては設立当初に畦畔管理手当の定額部分や仮払賃金単価を低めに設定し、年度ごとの収支状況に応じた柔軟な上乘せ配当を実施することによって設立後数年間の年次変動に伴う経営問題へ対処していた。

また、A法人では設立3年目に転作大豆の売上や助成金が安定的に入るようになり、経営的にはほぼ安定年次に入っていた。しかし、その後の米価水準の下落に伴って売上高が減少しており、最近2年間の限界利益率や構成員還元率は設立3年目(2001年)に比べていずれも約9%下がっており、低下傾向がみられた。

IV 総合考察

2004年3月までに設立された島根県内の集落営農型法人の類型化と収益分配方式に関する調査を行った結果、構成員の農地を利用権設定して協業経営に取り組む「協業経営型」が35法人で83%を占め、構成員の農業経営を補完するための作業受託を法人運営の中心に据えた「作業受託型」は7法人で全体の17%であった。

県内の集落営農型法人では、農地の面的維持をはじめとする「守りの集落営農」によって集落の維持を図ることを前提にしながら、規模拡大や経営多角化による「攻めの集落営農」も展開されつつある。しかし、水稻作付面積で20ha以

上は42法人中4法人のみであり、利用権設定面積と作業受託(刈取面積)の合計でも20ha以上は17法人にとどまり、品目横断的経営安定対策の面積要件も当面の緩和措置によって漸くクリアできる法人もみられた。一方、水稻以外では大豆・麦・農産加工・施設園芸・露地野菜などによる経営多角化の動きが19法人でみられるが、営農類型は19法人で13類型となり、経営多角化における部門構成は多岐にわたっていた。

経営受託水田における収益分配方式については、収入・費用とも全体の面積割りで行うプール計算方式が66%であるのに対し、構成員ごとの管理水田の単収などに基づく収量別傾斜配分方式が34%であった。収量別傾斜配分としている13法人のうち11法人は、作業受託型任意組合から協業経営型法人へ移行しており、構成員の生産努力が収益分配に反映される仕組みを維持していた。また、畦畔除草及び水管理の手当を定額としている17法人の管理手当支給額は10a当り平均10,912円であり、地代と管理手当の合計は10a当り28,735円となったが、地代水準が低い法人では管理手当を高めに設定する傾向がみられた。

集落営農型法人の育成に向けた話し合いにおいては、法人設立後の収益分配方式と畦畔除草のあり方が大きな問題となっているが、圃場整備を契機に法人を設立する場合はプール計算方式を採用した方が作業効率が高く、会計処理も比較的容易である。一方、圃場整備後に任意組合が設立されてかなりの年数が経過し、1筆ごとの収量差が顕著になっている場合は収量別傾斜配分方式を採用した方が合意を得やすいと考えられる。また、桂(2004)は集落営農の弱点として、規模の経済性のない管理作業に弱いことを指摘しているが、畦畔除草委託方式では、地代水準が低下傾向にある中で、今後は農地の面的維持に向けて構成員の管理意欲が高まるように地代よりも管理手当の比重を高めていく必要があると考えられる。

次に、島根県内の集落営農型法人のタイプ別分類や収益分配方式の違いを考慮しながら、従事分量配当を行っている4つの農事組合法人について、2004~'05年度の2年間の経営分析を行い、収益性・安全性・成果配分・利益還元な

表16 集落営農型法人(農事組合法人)の経営分析指標

	指標	指標値	備考(関連数値)
収益性	売上高営業利益率	2～5%	2カ年平均1.8%, 黒字3法人平均5.7%
	総資本回転率	0.8～1.1回	水稲中心法人0.77回, 加工中心法人1.13回
安全性	固定比率	100%以下	2カ年平均88.3% (73.9～100.1%)
	自己資本比率	40～60%	2カ年平均60.6%, 事業拡大時40%前後
成果配分	限界利益率	65%	2カ年平均62.5%, 黒字3法人平均65.1%
	労働分配率	45～60%	水稲中心法人44.6%, 加工中心法人60.6%
利益還元	構成員還元率	36%	2004年平均36.6%, 2005年平均36.3%
	集落還元率	40%	2004年平均40.1%, 2005年平均40.3%

どの経営分析指標となり得る数値の特徴的傾向について検討した。そして、法人の部門構成の違いや設立後の経過年数による格差なども踏まえて、従事分量配当を行っている農事組合法人における経営分析指標を表16のとおり作成した。

収益性指標についてみると、調査対象とした4法人の売上高は平均19,714千円、内訳は水稲71%、農産加工13%、野菜12%、大豆4%であり、営業利益は平均346千円で、売上高営業利益率は平均1.8%であった。このうち、営業利益が黒字となった3法人の平均は5.7%と高く、売上高営業利益率の指標値は、収益性の違いを考慮して2～5%とした。また、4法人の経常利益は平均4,637千円で、売上高経常利益率は平均23.5%であったが、経常利益には従事分量配当金3,835千円が含まれており、農事組合法人における売上高営業利益率はかなり高めに出ているといえる。さらに、4法人の総資本回転率は平均0.86回であり、水稲部門中心の3法人が平均0.77回にとどまったのに対し、農産加工部門中心の法人では1.13回とやや高くなっており、総資本回転率の指標値は、部門構成の違いを考慮して0.8～1.1回とした。

安全性指標についてみると、4法人の流動資産は平均10,662千円で、ここから従事分量配当の仮払金や未収金などを差し引いて算出した当座資産は平均6,180千円であった。一方、流動負債は平均3,193千円で、当座比率は平均193.5%となり、法人ごとのバラツキはかなり大きいものの、いずれも100%を上回っていた。また、4法人の固定資産の平均12,262千円と自己資本の平均13,884千円から算出した固定比率は平均88.3%であり、法人別にみるとややバラツキがあるものの、ほぼ100%以内に収まっており、

固定比率の指標値は100%以下とした。さらに、自己資本と総資本から算出した自己資本比率は平均60.6%であり、総じて高くなっているが、農事組合法人の自己資本には未処分利益の中に従事分量配当が含まれているため、やや高めに出る傾向があるといえる。この自己資本比率は、法人設立後の経過年数が長くなると設立当初に比べて高くなる傾向にあるが、事業拡大局面では40%前後まで低下した事例もみられ、自己資本比率の指標値は事業拡大局面や経過年数の違いを考慮して40～60%とした。

成果配分指標についてみると、売上高から変動費を差し引いた付加価値の比率でみた限界利益率は、4法人の平均で62.5%であったが、営業利益が黒字となった3法人はいずれも65%前後で平均65.1%であった。この限界利益率は、経営活動によって生み出された価値が売上高においてどれぐらいを占めるかを示す重要な指標であり、数値が高いほど良いとされており、その指標値は営業利益の黒字実績を重視して65%とした。また、付加価値に占める人件費の比率でみた労働分配率は平均53.6%であった。このうち、水稲部門中心の3法人では収量や販売単価の変動によってかなりの年次変動がみられる中で、2005年の労働分配率はいずれも45%前後で平均44.6%であった。これに対し、農産加工部門中心の法人では年次間格差が比較的小さく、4カ年平均では60.6%であった。そして、労働分配率の指標値は、直近の米価水準における分配状況や農産加工部門での高さなど、部門構成の違いを考慮して45～60%とした。

利益還元指標についてみると、法人の売上高に営業外収入を加えた総収入は平均24,633千円であったのに対し、構成員還元額は地代・畦畔

管理手当・従事分量配当・労務費・役員報酬の合計で平均8,981千円であり、構成員還元率は平均36.5%であった。これを法人別にみると33.8~39.9%で約6%の開きがあるものの、年度別では2004年が36.6%, 2005年が36.3%であり、2年連続で同一水準であった。この結果をもとに構成員還元率の指標値は36%とした。また、構成員還元額に利益準備金・農用地利用集積準備金・次期繰越利益を加えた集落還元額は平均9,906千円であり、総収入のうち集落還元率は平均40.2%であった。集落還元率は法人間で若干開きがあるものの、年度別では2004年が40.1%, 2005年が40.3%であり、2年連続で同一水準であった。この集落還元率について、水稲部門中心の法人では米価下落の影響で40%前後まで10ポイント近く低下する傾向がみられるのに対し、農産加工部門中心の法人では2002年以降40%前後を維持しており、こうした状況の中でほぼ同一水準にあると推測される(竹山, 2006b)。これらの結果をもとに集落還元率の指標値は40%とした。

今回調査した4法人の集落還元額の内訳は、法人ごとに大きく異なっていたが、集落還元率は水稲部門中心でも加工部門中心でもほぼ同一水準であった。また、収益分配方式による利益還元状況の違いを整理すると、収量別傾斜配分方式の法人では従事分量配当のうち配当部分の比率を高めて構成員の立場にも配慮した利益還元を行っているのに対し、プール計算方式の法人では畦畔管理手当のうち定額部分を低めに設定するとともに、従事分量配当を減らして準備金の積立に回すことによって法人経営の立場を優先していることが明らかになった。

V 摘 要

集落営農型法人の経営類型と収益分配方式を明らかにするとともに、農事組合法人における経営分析指標について検討した。

1. 鳥根県内の集落営農型法人をタイプ別に見ると協業経営型が35法人(83%), 作業受託型が7法人(17%)であったが、面積規模で20ha以上は17法人(40%)にとどまった。
2. 大豆・麦・農産加工・施設園芸・露地野菜

などによる経営多角化の動きは42法人のうち19法人でみられ、組合せは13類型で部門構成は多岐にわたっていた。

3. 経営受託水田における収益分配は、プール計算方式が66%, 収量別傾斜配分方式が34%であり、後者の多くは作業受託型任意組合から法人に移行し、構成員の生産努力が収益分配に反映される仕組みを維持していた。
4. 畦畔除草と水管理の手当を定額としている法人の手当支給額は10a当り平均10,912円であり、地代との合計は10a当り28,735円となったが、地代水準の低い法人では管理手当を高めに設定し、農地の面的維持を重視する傾向にあった。
5. 収益性指標について、売上高営業利益率の指標値は収益性の違いを考慮して2~5%とし、総資本回転率の指標値は部門構成の違いを考慮して0.8~1.1回とした。
6. 安全性指標について、固定比率の指標値は経営実績をもとに100%以下とし、自己資本比率の指標値は事業拡大局面や経過年数の違いを考慮して40~60%とした。
7. 成果配分指標について、限界利益率の指標値は営業利益の黒字実績を重視して65%とし、労働分配率の指標値は部門構成の違いを考慮して45~60%とした。
8. 利益還元指標について、法人の売上高に営業外収入を加えた総収入に対する還元率は、経営実績をもとに構成員還元率の指標値を36%、集落還元率の指標値を40%とした。

引 用 文 献

- 安藤光義(2006) 農業構造改革と集落営農. 農業法研究41, 7-18.
- 柏 雅之(2002) 条件不利地再生の論理と政策. 農林統計協会, 50-58.
- 桂 明宏(2004) 地域と担い手経営の連携と補完. 農業法研究39, 47-61.
- 楠本雅弘(2006) 地域の多様な条件を生かす集落営農. 農山漁村文化協会, 142-157.
- 竹山孝治(2006a) 鳥根県における集落営農経営の現状と新展開. 農業法研究41, 34-51.
- 竹山孝治(2005) 鳥根県の集落営農型法人にお

- ける農産加工部門の運営実態と展開方向. 島根農試研報36, 1-15.
- 竹山孝治 (2006b) 集落営農の経営対応と経営分析指標. 近畿中国四国農研農業経営研究14, 21-38.
- 棚田光雄 (2003) 中山間地域における担い手の創出と経営戦略. 近畿中国四国農研農業経営研究3, 21-38.
- 野田公夫 (2005) 歴史と世界の視野からムラと集落営農を考える. 農業と経済5, 42-49.

Summary

The type of management and the method of profit sharing were clarified in organized group farming, and an index of financial statement analysis were discussed in agricultural producer's co-operative corporation.

1. Legal persons were separated into two groups. One was farm management trust type (83%), another was practical farm trust (17%). And legal persons which plant more than 20 hectares was only 40% in Shimane prefecture.
2. 19 legal persons out of 42 have multiple department by soybean, wheat, processing, indoors horticulture, open culture, vegetables et cetera. And the combination of department construction was amount to 13 types.
3. The method of profit sharing was classified two groups in trusted paddy fields, divide equally (66%), and according to yield (34%). The greater part of latter was shifted to the practical farm trust from voluntary farm, and the method in reward for an effort of constituent member was maintained.
4. An additional charge for dyke weeding and water control was paid 10,912 yen per 10 ares, and if the land rents was added, it's up to 28,735 yen. But an additional charge was fixed higher and made much account of farmland conservation in several legal persons which imposed lower land rents.
5. Out of consideration for difference of rentability and department construction, ratio of operating profit in sales was set up 2% to 5%, and turnover ratio of total liabilities and net worth was set up 0.8 to 1.1 in the year.
6. Fixed assets ratio was set up under 100% on the basis of safety actual results. Out of consideration for the situation of business magnification and a lapse of years, capital ratio was set up 40% to 60%.
7. Take a serious view of surplus of operating profit, marginal income ratio was set up 65%. Out of consideration for difference of department construction, labor share was set up 45% to 60%.
8. An index of profit reducing to constituent member was set up 36%, and set up 40% of the total revenue adding in reserve at agricultural producer's co-operative corporation.